

定 款

社会福祉法人創生会

令和 5年 3月 27日届出

令和 5年 3月 29日認可

社会福祉法人創生会 定 款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 養護老人ホームの経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 軽費老人ホーム（ケアハウス）の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ロ) 老人デイサービス事業の経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ホ) 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の経営
- (ヘ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人創生会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に

努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を福岡県福岡市東区雁の巣1丁目7番25号に置く。

- 2 前項のほか、従たる事務所を東京都港区赤坂1丁目7番1号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、同委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を

有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を越えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で選任する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、

評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。なお、可否同数のときに議長の議決権を行使するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び議事録作成者は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
 - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までと

することができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第23条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選で選任する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。なお、可否同数のときに議長の議決権を行使するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 定期預金 100万円
- (2) 福岡県福岡市東区大字奈多字中裏付1243番地家屋番号1243番の1の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建奈多創生園収容棟1棟延面積1,088.35㎡
- (3) 福岡県福岡市東区雁の巣1丁目1243番地467、1254番地2家屋番号1243番467の鉄筋コンクリート鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺3階建奈多創生園収容棟1棟延面積2,406.05㎡
- (4) 福岡県福岡市東区奈多2丁目1243番地家屋番号1243番の6の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建奈多創生園収容棟1棟延面積2,616.35㎡
- (5) 福岡県福岡市東区大字奈多字中裏付1243番地家屋番号1243番の4の軽量鉄骨造石綿板葺平家建奈多創生園デイサービスセンター棟1棟486.00㎡
- (6) 福岡県福岡市東区大字奈多字中裏付1243番地家屋番号1243番の5の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建奈多創生園収容棟1棟3,232.54㎡
- (7) 福岡県福岡市東区雁の巣1丁目1243番272の宅地42.94㎡
- (8) 福岡県福岡市東区雁の巣1丁目1243番417の宅地207.16㎡
- (9) 福岡県福岡市東区雁の巣1丁目1243番271の宅地5,786.14㎡
- (10) 福岡県福岡市東区雁の巣1丁目1250番の1の雑種地1,336㎡
- (11) 福岡県福岡市東区雁の巣1丁目1250番の2の宅地69.28㎡
- (12) 福岡県福岡市東区雁の巣1丁目1250番の3の宅地31.51㎡
- (13) 福岡県福岡市東区雁の巣1丁目1250番の4の宅地92.29㎡
- (14) 福岡県福岡市東区雁の巣1丁目1250番の5の宅地145.45㎡
- (15) 福岡県福岡市東区雁の巣1丁目1250番22の雑種地816㎡
- (16) 福岡県福岡市東区雁の巣1丁目1254番2の山林1,266㎡
- (17) 福岡県福岡市東区雁の巣1丁目1255番の山林107㎡
- (18) 福岡県福岡市東区雁の巣1丁目1243番地271、1250番地1、1254番地2、1243番地271先家屋番号1243番271の鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根8階建M.T奈多ケア院1棟、鉄筋コンクリート造陸屋根平家建機械棟2棟延面積9,901.65㎡
- (19) 福岡県福岡市東区雁の巣1丁目1250番26の宅地105.75㎡
- (20) 福岡県福岡市東区雁の巣1丁目1243番地271先、1243番地271家

- 屋番号1243番271の2の鉄骨・鉄筋コンクリート造アルミニウム板葺9階建ケアハウス海の中道1棟延面積7,440.44㎡
- (21) 福岡県福岡市東区雁の巣1丁目1243番465の宅地1,498.66㎡
- (22) 福岡県福岡市東区雁の巣1丁目1243番466の宅地2,442.75㎡
- (23) 福岡県福岡市東区雁の巣1丁目1243番467の宅地15,221.92㎡
- (24) 福岡市南区桧原3丁目30番2の宅地41.85㎡
- (25) 福岡市南区桧原3丁目30番4の宅地82.08㎡
- (26) 福岡市南区桧原3丁目42番1の宅地445.00㎡
- (27) 福岡市南区桧原3丁目42番11の宅地36.57㎡
- (28) 福岡市西区上山門3丁目1155番5の宅地590.76㎡
- (29) 福岡市西区上山門3丁目1155番7の山林49㎡
- (30) 福岡市西区上山門3丁目1155番地5、1155番地7家屋番号1155番5の鉄骨造スレート葺平家建デイサービスセンター棟1棟面積330.40㎡
- (31) 福岡市東区奈多3丁目443番1の畑165㎡
- (32) 福岡市東区奈多3丁目444番1の畑115㎡
- (33) 福岡市東区奈多3丁目445番1の畑187㎡
- (34) 福岡市東区奈多3丁目446番の畑95㎡
- (35) 福岡市東区奈多3丁目458番の畑400㎡
- (36) 福岡市東区奈多3丁目459番の畑317㎡
- (37) 福岡市東区奈多3丁目460番の畑333㎡
- (38) 福岡市南区桧原3丁目42番地1、30番地2、30番地4、42番地11家屋番号42番1の木造スレート葺平家建デイサービスセンター棟1棟面積398.45㎡
- (39) 福岡市西区西の丘2丁目2番3の宅地7861.87㎡のうち1658.28㎡
- (40) 福岡市東区西戸崎5丁目132番26の宅地3.78㎡
- (41) 福岡市東区西戸崎5丁目183番92の宅地15.47㎡
- (42) 福岡市東区西戸崎5丁目2897番14の雑種地21897㎡
- (43) 福岡市東区西戸崎5丁目2897番15の宅地9800.67㎡
- (44) 神奈川県横浜市青葉区奈良町字北ヶ谷881番13の宅地193.41㎡
- (45) 神奈川県横浜市青葉区奈良町字北ヶ谷884番1の宅地976.00㎡
- (46) 神奈川県横浜市青葉区奈良町字北ヶ谷884番2の宅地662.33㎡
- (47) 神奈川県横浜市青葉区奈良町字北ヶ谷884番3の宅地119.22㎡

- (48) 神奈川県横浜市青葉区奈良町字北ヶ谷885番の宅地620.52㎡
- (49) 神奈川県横浜市青葉区奈良町字北ヶ谷887番の宅地1563.00㎡
- (50) 神奈川県横浜市青葉区奈良町字北ヶ谷888番の宅地404.14㎡
- (51) 神奈川県横浜市青葉区奈良町字北ヶ谷889番1の宅地10420.00㎡
- (52) 神奈川県横浜市青葉区奈良町字北ヶ谷890番1の宅地2762.00㎡
- (53) 神奈川県横浜市青葉区奈良町字北ヶ谷891番の宅地39.50㎡
- (54) 神奈川県横浜市青葉区奈良町字北ヶ谷881番14宅地89.72㎡
- (55) 神奈川県横浜市青葉区奈良町字北ヶ谷892番宅地305.00㎡
- (56) 福岡市西区西の丘二丁目2番地3 家屋番号西の丘二丁目2番3の2鉄筋コンクリート造の区分建物(主たる建物)特別養護老人ホーム2階部分面積3268.91㎡(附属建物)調理室1階部分面積197.61㎡
- (57) 福岡市東区西戸崎五丁目2897番地15 家屋番号2897番15鉄筋コンクリート造の建物(主たる建物)老人ホーム3613.89㎡(附属建物)集塵庫9.50㎡
- (58) 神奈川県横浜市青葉区奈良町字北ヶ谷3017番96公衆用道路287㎡
- (59) 神奈川県横浜市青葉区奈良町字北ヶ谷889番地1、884番地1、885番地、887番地、888番地、890番地1、892番地、881番地14、884番地2 家屋番号889番1鉄筋コンクリート造の建物(主たる建物)地下1階付3階建老人ホーム12037.47㎡(附属建物1)集塵庫6.60㎡(附属建物2)機械室8.22㎡
- (60) 佐賀市諸富町大字徳富字高津搦3番地1 家屋番号大字徳富3番1の1鉄骨・鉄筋コンクリート造の区分建物デイサービスセンター1階部分及び2階部分延床面積2868.14㎡
- (61) 佐賀市諸富町大字徳富字高津搦3番地1 家屋番号3番1の2の集会所鉄骨造スレート葺高床式平屋建床面積192.37㎡
- (62) 佐賀市諸富町大字徳富字高津搦3番地1 家屋番号3番1の3の集会所木造スレート葺平屋建床面積150.06㎡
- (63) 佐賀市諸富町大字徳富字高津搦3番地1 家屋番号3番1の4の浴場鉄骨造スレート葺平屋建床面積237.24㎡
- (64) 佐賀市諸富町大字徳富字高津搦3番1宅地7833.36㎡持分656479分の344617
- (65) 佐賀市諸富町大字徳富字高津搦7番1宅地205.39㎡持分656479分の344617

- (66) 宮城県仙台市泉区大沢3丁目5番1の宅地 6045.54㎡
- (67) 宮城県仙台市泉区大沢3丁目5番2の宅地 4254.83㎡
- (68) 宮城県仙台市泉区大沢3丁目5番3の宅地 4139.00㎡
- (69) 宮城県仙台市泉区大沢3丁目5番4の宅地 2316.34㎡
- (70) 宮城県仙台市泉区大沢3丁目5番地2、5番地1 家屋番号5番2の1の鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき2階建デイサービスセンター1棟 床面積2183.81㎡
- (71) 宮城県仙台市泉区大沢3丁目5番地3、5番地4 家屋番号5番3の鉄骨造陸屋根の建物(主たる建物)5階建特別養護老人ホーム 床面積6031.32㎡ (付属建物1)塵芥室 14.17㎡
- (72) 福岡市西区今津字津本5324番地5 家屋番号今津5324番5の2 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建の区分建物 老人ホーム 床面積4710.63㎡
- (73) 長崎市網場町492番15の宅地 1343.53㎡
- (74) 長崎市網場町492番31の宅地 949.77㎡
- (75) 長崎市網場町492番地15 家屋番号492番15 鉄筋コンクリート造陸屋根の建物(主たる建物)4階建老人ホーム 床面積1871.1㎡(付属建物1)ポンプ室 床面積3.2㎡
- (76) 長崎市網場町492番13の宅地 1897.45㎡
- (77) 長崎市網場町492番地13 家屋番号492番13 鉄筋コンクリート造陸屋根の建物 5階建老人ホーム 床面積3806.5㎡
- (78) 長崎市網場町492番37の宅地 1008.83㎡
- (79) 長崎市網場町492番地37 家屋番号492番37 木造スレートぶき平屋建の建物 老人福祉施設 床面積320.38㎡
- (80) 福岡市東区雁の巣1丁目1250番6の宅地 1487.81㎡
- (81) 福岡市東区雁の巣1丁目1250番9の宅地 299.50㎡
- (82) 福岡市東区雁の巣1丁目1250番21の宅地 123.00㎡
- (83) 福岡市東区雁の巣1丁目1250番23の雑種地 1.65㎡
- (84) 福岡市東区雁の巣1丁目1250番25の宅地 96.31㎡
- (85) 東京都墨田区横綱2丁目11番1の宅地 887.76㎡
- (86) 東京都墨田区横綱2丁目11番3の宅地 248.49㎡
- (87) 東京都墨田区横綱2丁目11番地1、11番地3 家屋番号11番1の建物 老人保健施設 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付5階建 床面積3472.04㎡

- (88) 山口県萩市大字古萩町字古萩町25番25の宅地 201.02㎡
- (89) 山口県萩市大字土原字弘法寺608番11の雑種地 596.00㎡
- (90) 山口県萩市大字土原字弘法寺608番13の雑種地 211.00㎡
- (91) 山口県萩市大字土原字弘法寺608番15の宅地 105.17㎡
- (92) 山口県萩市大字土原字弘法寺608番17の雑種地 348.00㎡
- (93) 山口県萩市大字土原字弘法寺608番18の雑種地 306.00㎡
- (94) 山口県萩市大字土原字弘法寺608番20の雑種地 59.00㎡
- (95) 山口県萩市大字土原字弘法寺608番60の雑種地 23.00㎡
- (96) 山口県萩市大字土原字弘法寺608番91の雑種地 184.00㎡
- (97) 山口県萩市大字土原字弘法寺608番131の雑種地 192.00㎡
- (98) 山口県萩市大字土原字弘法寺608番166の宅地 113.17㎡
- (99) 山口県萩市大字土原字弘法寺608番167の宅地 15.30㎡
- (100) 山口県萩市大字土原字弘法寺608番168の宅地 7.67㎡
- (101) 山口県萩市大字土原字弘法寺608番175の雑種地 590.00㎡
- (102) 山口県萩市大字土原字弘法寺608番176の雑種地 13.00㎡
- (103) 山口県萩市大字土原字弘法寺608番194の公衆用道路 74.00㎡
- (104) 山口県萩市大字土原字弘法寺608番199の雑種地 14.00㎡
- (105) 山口県萩市大字土原字弘法寺608番200の雑種地 19.00㎡
- (106) 山口県萩市大字土原字弘法寺608番201の雑種地 185.00㎡
- (107) 山口県萩市大字土原字弘法寺608番地175、608番地11、608番地13、608番地14、608番地17、608番地91、608番地131
屋号番号 608番175
浴場 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
床面積 1階 936.72㎡
2階 212.01㎡
- (108)
(一棟の建物の表示)
萩市大字古萩町字古萩町25番地4、25番地7、26番地3、26番地11、26番地11先
鉄骨造陸屋根9階建
1階 1860.42㎡ 2階 1436.26㎡
3階 1675.29㎡ 4階 1234.73㎡

5階 1264.72㎡ 6階 1264.72㎡
 7階 885.74㎡ 8階 856.65㎡
 9階 88.34㎡

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 大字古萩町字古萩町 25番4の1

旅館 鉄骨造3階建

床面積 1階部分 1802.17㎡

2階部分 1375.35㎡

3階部分 1621.74㎡

(付属建物の表示)

符号1 旅館

萩市大字土原字土原384番地1 萩市大字土原字弘法寺609番地16
 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根9階建

床面積1階399.38㎡ 2階824.80㎡ 3階624.37㎡

4階458.65㎡ 5階458.65㎡ 6階458.65㎡ 7階4

58.65㎡ 8階433.43㎡ 9階20.02㎡ 鉄骨鉄筋コンク

リート造3階建

床面積 1階部分 360.78㎡

2階部分 789.20㎡

3階部分 586.30㎡

符号2 機械室

萩市大字土原字弘法寺609番地16

鉄筋コンクリートブロック造スレートぶき平家建 8.06㎡

(敷地権の表示)

- 1 萩市大字古萩町字古萩町25番4 宅地 2582.45㎡
敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 1028786分の479926
- 2 萩市大字古萩町字古萩町25番7 宅地 755.04㎡
敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 1028786分の479926
- 3 萩市大字古萩町字古萩町26番3 雑種地 471.00㎡
敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 1028786分の479926
- 4 萩市大字古萩町字古萩町26番11 宅地 27.25㎡
敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 1028786分の479926
- 5 萩市大字土原字土原384番1 宅地 816.31㎡

敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 397109分の173628

6 萩市大字土原字弘法寺609番16 宅地 274.94㎡

敷地権の種類 所有権 敷地権の割合 397109分の173628

- (109) 福岡県春日市平田台1丁目138番2の宅地 7994.48㎡
- (110) 福岡県春日市平田台2丁目1003番2の雑種地2.55㎡
- (111) 福岡県春日市平田台1丁目138番地2 家屋番号138番2の3の建物
グループホーム 木造かわらぶき平屋建 床面積482.75㎡
- (112) 福岡県春日市平田台1丁目138番地2 家屋番号138番2の1の建物
寄宿舎 鉄筋コンクリート造陸屋根5階建の1階部分 床面積1429.70㎡
のうちデイサービスセンター 214.72㎡
- (113) 福岡市博多区山王1丁目104番地1、105番地、129番地1
家屋番号104番1の建物 老人ホーム 鉄筋鉄骨コンクリート造陸屋根10階建の
2階部分 床面積744.27㎡のうちデイサービスセンター167.48㎡
- (114) 北海道函館市日吉町4丁目75番143の宅地 4327.48㎡
- (115) 北海道函館市日吉町4丁目75番地143 家屋番号75番143の建物
老人ホーム 鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき3階建 床面積 1階 202
2.31㎡ 2階 1790.56㎡ 3階 37.01㎡
- (116) 広島県廿日市市阿品4丁目4766番地1 家屋番号4766番1の建物
老人ホーム 鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付5階建の1階部分 床面積
1519.45㎡のうちデイサービスセンター 223.83㎡、訪問介護事務
所 8.46㎡
- (117) 北海道函館市日吉町4丁目75番144の宅地 5663.90㎡
- (118) 北海道函館市日吉町4丁目75番地144 家屋番号75番144の3の建物
グループホーム 木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建 497.71㎡
- (119) 札幌市西区宮の沢3条4丁目482番30の宅地 282.64㎡
- (120) 札幌市西区宮の沢3条4丁目482番39の宅地 267.32㎡
- (121) 札幌市西区宮の沢3条4丁目482番地30、482番地39
家屋番号482番30
介護所 鉄骨造陸屋根地下1階付3階建
床面積 1階 307.50㎡
2階 310.80㎡
3階 310.80㎡
地下1階 308.99㎡
- (122) 室蘭市東町3丁目21番3の宅地 248.83㎡

- (123) 室蘭市東町3丁目21番6の宅地 238.44㎡
- (124) 室蘭市東町3丁目21番地3、21番地6
家屋番号 21番3
介護所 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
床面積 1階 256.95㎡
2階 270.00㎡
3階 270.00㎡
のうち2階、3階のグループホーム
- (125) 江別市大麻新町10番11の宅地 581.22㎡
- (126) 江別市大麻新町10番13の宅地 580.60㎡
- (127) 江別市大麻新町10番地11、10番地13
家屋番号 10番11
介護所 鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
床面積 1階 357.86㎡
2階 339.00㎡
- (128) 札幌市西区西野8条4丁目464番10の宅地 549.81㎡
- (129) 札幌市西区西野8条4丁目464番地10
家屋番号 464番10
介護所 鉄骨造陸屋根3階建
床面積 1階 346.59㎡
2階 326.03㎡
3階 326.03㎡
- (130) 函館市鍛冶2丁目173番1の宅地 1699.75㎡
- (131) 函館市鍛冶2丁目173番地1
家屋番号 173番1
老人ホーム・介護所・診療所 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
床面積 1階 844.41㎡
2階 844.41㎡
3階 844.41㎡
附属建物 集塵庫 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 5.67㎡
のうち1階のグループホーム 647.29㎡
- (132) 函館市松風町7番1の宅地 959.18㎡
- (133) 函館市松風町7番地1
家屋番号 7番1

- 介護所 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
床面積 1階 413.36㎡
2階 421.81㎡
3階 421.81㎡
のうち1階 309.02㎡ 小規模多機能型居宅介護事業用施設
- (134) 旭川市旭神2条4丁目118番1の宅地 818.14㎡
- (135) 旭川市旭神2条4丁目118番2の宅地 687.24㎡
- (136) 旭川市旭神2条4丁目118番地1
家屋番号 118番1
寄宿舎 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
床面積 1階 333.18㎡
2階 333.18㎡
3階 333.18㎡
のうち2階、3階のグループホーム
- (137) 札幌市白石区平和通16丁目北 801番地879
家屋番号 801番879
老人ホーム 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建
床面積 1階 1033.04㎡
2階 1073.31㎡
3階 736.63㎡
のうち1階 323.54㎡、2階 336.67㎡の
グループホーム
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第37条に掲げる公益を目的とする事業及び第38条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。
- (基本財産の処分)
- 第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、福岡県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、福岡県知事の承認は必要としない。
- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行

う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届けた場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞無く所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 介護老人保健施設の経営

- (3) 訪問看護ステーションの事業
 - (4) 訪問リハビリテーション事業
 - (5) 有料老人ホーム事業
 - (6) 自立支援事業
 - (7) 自費による訪問介護サービス事業
 - (8) 介護保険法施行規則第140条の63の6第2号に基づく第1号事業
 - (9) 多世代交流施設を運営する事業
 - (10) 特定施設入居者生活介護事業
 - (11) サービス付き高齢者向け住宅事業
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 収益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 不動産賃貸業の経営
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第39条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第40条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、福岡県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を福岡県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公示の方法)

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人創生会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この定款は、令和5年 3月 29日から施行する。

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理 事 長	安 武 浩 爾
理 事	土 屋 呂 武
理 事	西 随 円
理 事	田 中 順 海
理 事	本 村 幸 子
理 事	安 武 光 子
監 事	島 田 登
監 事	八 尋 美 江